

役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 世知原福社会

役員報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人世知原福祉会の理事、評議員、監事(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 理事長が召集した理事会及び評議員会並びに監査に出席したときは、別表1の報酬を支給する。但し、当福祉会に在職している職員は除く。

2 理事長は、人事労務、財務、運営等全般の経営管理に携わっており、別表1の報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 役員が職務を行うため旅行したときは、旅行する費用の弁償として当福祉会職員旅費規程により旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 報酬及び旅費の支給方法その他については、当福祉会職員の例による。

別表1

- ① 理事及び監事に対して、理事会への出席1回につき10,000円支給する。
- ② 評議員に対して、評議員会への出席1回につき10,000円支給する。
- ③ 理事長報酬は、月額200,000円とし年間2,400,000円支給する。

付則

1. この規則は昭和54年4月1日より施行する。
2. この規則は平成5年1月23日より施行する。
3. この規則は平成11年4月1日より施行する。
4. この改正規程は平成18年4月1日から施行する。
5. この改正規程は平成27年4月1日から施行する。
6. この改正規程は平成29年6月13日に、4月1日から遡求、施行する。